

4監第 145 号  
令和5年3月29日

福島市長 木 幡 浩 様

福島市監査委員	佐 藤 博 美
同	遠 藤 和 男
同	小 野 京 子
同	大 平 洋 人
	(公 印 省 略)

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定による定期監査及び財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出いたします。

# 令和4年度

## 財政援助団体監査 結果報告書

補助金名 : 渡利地区集会所整備事業補助金

補助事業者 : 渡利北部町内会・中江扇田町内会・高谷町内会・渡利館町会

所管部局 : 環境部環境課

令和5年3月29日提出

福島市監査委員

# 財政援助団体監査の結果に関する報告

## 第1 準拠している基準

福島市監査基準

## 第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく財政援助団体監査

## 第3 監査の対象

補助金名 : 渡利地区集会所整備事業補助金

補助事業者 : 渡利北部町内会・中江扇田町内会・高谷町内会・渡利館町会

所管部局 : 環境部環境課

対象期間 : 令和3年4月から令和4年3月までの事業

## 第4 監査の着眼点

補助金等の交付事務について、次の視点で監査を行った。

- 1 団体が行う収入、支出、契約などの事務が適法、適正、正確に執行されているか
- 2 所管課が団体に対して、適切な指導監督を行っているか

## 第5 監査の主な実施内容

あらかじめ提出を求めた資料に基づき、関係職員から説明を聴取するとともに、補助金等交付申請関係書類等による書面審査を実施した。

## 第6 監査の実施場所及び日程

### 1 実施場所

福島市役所

### 2 日程

令和4年11月17日から令和5年3月28日まで

## 第7 監査の結果

第1から第6まで記載のとおり監査した限りでは、補助金等に関する事務の執行等は、法令に適合し、正確に行われていると認められた。